

2. 戸籍・住民登録

手続き① 世帯主が亡くなった

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
【世帯主変更届】 3人以上の世帯で、世帯主が亡くなった場合、手続きが必要です。	世帯員、委任状を持った代理人
	問い合わせ先 最寄りの区民事務所
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	14日以内

手続き② マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

窓口

手続き詳細	申請者
亡くなった方のカードは自動的に廃止されますので、ご返却は必要ありません。ただし、相続等の手続きでマイナンバーが必要になることがありますので、諸手続きが終わるまで保管し、必要がなくなりましたら、ご自身で裁断して処分してください。ご返却をご希望の場合は、最寄りの区民事務所にお持ちください。	どなたでも可能
	問い合わせ先 最寄りの区民事務所
必要なもの	期 限
なし	期限なし

MEMO

2. 戸籍・住民登録

手続き③ 練馬区で印鑑登録をしていた（印鑑登録証を持っていた）

窓口

<p>手続き詳細</p> <p>亡くなられた方の印鑑登録証は自動的に廃止されますので、ご返却は必要ありません。ご自身で裁断して処分してください。ご返却をご希望の場合は、最寄りの区民事務所にお持ちください。</p>	<p>申請者</p> <p>どなたでも可能</p> <p>問い合わせ先</p> <p>最寄りの区民事務所</p>
<p>必要なもの</p> <p>なし</p>	<p>期 限</p> <p>期限なし</p>

手続き④ 戸籍謄本（戸籍の証明書）が必要

窓口・郵送

<p>手続き詳細</p> <p>本籍地請求となります。本籍地が練馬区で、練馬区に死亡届を出された場合は、内容に問題がなければ、土日祝日を除き10日程度で死亡事項が戸籍に記載されます。本籍が練馬区外にある方は、本籍地の市区町村へご請求ください。</p>	<p>申請者</p> <p>配偶者または直系血族</p> <p>問い合わせ先</p> <p>戸籍住民課 戸籍第一係 ☎ 03-5984-4530 戸籍第二係 ☎ 03-3995-1105</p>
<p>必要なもの</p> <p>【窓口】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（配偶者または直系血族以外の方が請求する場合） 【郵送】 請求方法などについて、事前に電話でお問い合わせください</p>	<p>期 限</p> <p>期限なし</p>

手続き⑤ 住民票（除票）の写しが必要

窓口・郵送

<p>手続き詳細</p> <p>亡くなられた方の住民票（除票）の写しは、相続や年金の手続き等、請求が相当と認められる場合に限り、請求することができます。</p> <p>※亡くなられた方の住民票（除票）の写しには、マイナンバー（個人番号）および住民票コードを記載できません。</p>	<p>申請者</p> <p>相続人など、委任状を持った代理人</p> <p>問い合わせ先</p> <p>【窓口】 最寄りの区民事務所</p> <p>【郵送】 戸籍住民課住民記録係 ☎ 03-5984-2796</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 請求理由および請求権限を確認できる書類等</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>※詳細は、練馬区公式ホームページ「住民票の除票」をご確認ください。</p>	<p>期 限</p> <p>期限なし</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

3. 障害・福祉

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

手続き① 自立支援医療受給者証（精神通院）を持っていた

窓口

手続き詳細 有効期限が残っている場合は、受給者証をご返却ください。	申請者 どなたでも可
	問い合わせ先 保健予防課 精神保健係 ☎ 03-5984-4764 または、 最寄りの保健相談所
必要なもの <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（精神通院）	期 限 期限なし

手続き② 身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）の交付を受けていた

窓口

手続き詳細 手帳を管轄の総合福祉事務所に返却ください。	申請者 どなたでも可
	問い合わせ先 管轄の総合福祉事務所 ※P.50をご確認ください。
必要なもの <input type="checkbox"/> 所持している手帳 <input type="checkbox"/> （お持ちの場合）各種受給者証	期 限 期限なし

MEMO

手続き③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた 窓口

<p>手続き詳細</p> <p>有効期限が残っている場合は、手帳をご返却ください。</p>	<p>申請者</p> <p>どなたでも可</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>保健予防課 精神保健係 ☎ 03-5984-4764 または、 最寄りの保健相談所</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>精神障害者保健福祉手帳</p>	<p>期 限</p> <p>期限なし</p>

手続き④ 障害者に係る手当などを受給していた 窓口

<p>手続き詳細</p> <p>死亡の届出などが必要になる場合があります。詳しくは管轄の総合福祉事務所へお問い合わせください。</p>	<p>申請者</p> <p>親族</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>管轄の総合福祉事務所 ※P.50をご確認ください。</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>振込先口座（同居親族）が確認できるもの ※手続きの内容によりその他必要な書類があります。</p>	<p>期 限</p> <p>死亡日から14日以内</p>

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

3. 障害・福祉

手続き⑤ **東京都心身障害者医療費助成 (マル障) の受給者証を持っていた** 窓口

手続き詳細	申請者
	どなたでも可
死亡日まで医療受給者証を使用できます。	問い合わせ先
	①身体障害者手帳、愛の手帳…管轄の総合福祉事務所 ※P.50をご確認ください。 ②精神障害者保健福祉手帳…保健予防課精神保健係 ☎ 03-5984-4764
必要なもの	期限
医療費の還付請求がある方は申請に必要な書類があります。 <input type="checkbox"/> マル障受給者証 <input type="checkbox"/> 医療費領収書 <input type="checkbox"/> 相続人名義口座 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本	期限なし

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

手続き⑥

難病、BC肝炎、人工透析、小児慢性、育成医療、東京都
大気汚染等の医療費助成制度の認定を受けていた

窓口・郵送

手続き詳細 ご返却ください。	申請者 どなたでも可
	問い合わせ先 保健予防課管理係 ☎ 03-5984-2484 または、 最寄りの保健相談所
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 医療券等	期限なし

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

3. 障害・福祉

手続き⑦ 被爆者健康手帳を持っていた

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
手帳等をご返却ください。また、葬祭料を申請することができます。詳しくはお問い合わせください。	どなたでも可
	問い合わせ先 保健予防課管理係 ☎ 03-5984-2484 または、 豊玉保健相談所 石神井保健相談所
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 各種手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書等（コピー） <input type="checkbox"/> 住民票の除票 <input type="checkbox"/> 葬祭費用の領収書等（コピー）	期限なし

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

手続き⑧ 福祉用具の貸し出しを受けていた(車いす・介護用ベッド)

窓口

手続き詳細	申請者
福祉用具をご返却ください。	親族や介護支援専門員
	問い合わせ先 管轄の 地域包括支援センター
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が借りていた福祉用具	速やかに

手続き⑨ 紙おむつ等の支給を受けていた

窓口

手続き詳細	申請者
お亡くなりになった方により必要な手続きが異なりますので、詳しくは管轄の総合福祉事務所へお問い合わせください。	親族
	問い合わせ先 管轄の総合福祉事務所 ※P.50をご確認ください。
必要なもの	期 限
お問い合わせください	速やかに

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....